

演習Ⅳ

科目ナンバリング SEM-402

必修 2単位

喜多 康夫

1. 授業の概要(ねらい)

本演習の目的は5つあります。第1に、国際法の基礎知識の習得です。第2に、リーガルマインドの涵養です。第3に、報告の仕方とレポートの書き方を身に付けてもらいたいと思います。第4に、他の人たちと協力して仕事ができるようになることです。

第1点目と第2点目については、国際法の教科書について報告してもらい、できるかぎり教員と学生の間の対話を重視したいと思います。

第3点目については、報告におけるレジュメの作成と報告の実施、および成績評価のためのレポートを作成してもらうことによって、学術能力を向上してもらいたいと考えています。

第4点目については、授業での報告はグループワークとして行ってもらうことで、他の人たちとの協力作業を行ってもらいます。

2. 授業の到達目標

- ① 国際法の体系を理解することができる。
- ② 基本的な世界の動向を知ることができる。
- ③ 論理的に自己の主張を展開できる。

3. 成績評価の方法および基準

各回における報告と質問票(60%)及びレポート(40%)により、成績を評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

杉原高嶺 『基本国際法(第3版)』(有斐閣、2018年)

薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦・酒井啓巨(編集代表) 『判例国際法(第3版)』(東信堂、2019年)

浅田正彦(編代) 『ベーシック条約集 2022』(東信堂、2022年)

5. 準備学修の内容

報告内容をレジュメにまとめてもらい、グループとして報告をしてもらいます。その準備と予習は必要です。

6. その他履修上の注意事項

【関連科目】この法律学演習は国際法のゼミなので、国際法の基礎知識はやはり必要です。そのため、国際法体系の全体構造に関する授業である「国際法Ⅰ(歴史・法源)」、「国際法Ⅱ(主体)」、「国際法Ⅲ(空間)」及び「国際法Ⅳ(秩序維持)」を履修することが望ましいと考えます。また、さらに国際法の専門分野として、「国際組織法Ⅰ／Ⅱ」、「国際人権法」、「国際安全保障法」、「国際経済法Ⅰ／Ⅱ」、「国際裁判所論Ⅰ」、「国際刑事法Ⅰ／Ⅱ」なども直接的にも、または間接的にもこのゼミに関連します。

【学生へのメッセージ】学部生時代を振り返れば、一番楽しかった授業は演習でした。ゼミ仲間との議論や親睦は今でもいい記憶です。本演習ではしっかりと勉強してもらいますが、勉強を知的な遊びと感じてもらえると嬉しいです。

質問のある学生は、yaskita@main.teikyo-u.ac.jpにまでメールを送ってください。なお、その場合は表題に「・・・の件」とした上で、氏名及び学籍番号と用件の内容をメール本文に記して送ってください。

7. 授業内容

- | | |
|--------|---|
| 【第1回】 | ・オリエンテーション
・前期レポートの講評
・班の形成 |
| 【第2回】 | ①A班: 国家の国際責任 |
| 【第3回】 | ②A班: 国家の国際責任に関する判例
(a) 在テヘラン米国大使館人質事件
(b) ジェノサイド条約適用(ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア)事件 |
| 【第4回】 | ③B班: 国際環境保護 |
| 【第5回】 | ④B班: 国際環境保護に関する判例
(a) トレイル溶鉱所事件
(b) バルブ工場事件 |
| 【第6回】 | ⑤C班: 国際紛争の平和的解決 |
| 【第7回】 | ⑥C班: 国際紛争の平和的解決に関する判例
(a) ロッカビー事件
(b) カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界 |
| 【第8回】 | ⑦D班: 国際安全保障 |
| 【第9回】 | ⑧D班: 国際安全保障に関する判例
(a) 国連のある種の経費事件
(b) カディ事件 |
| 【第10回】 | ⑨E班: 武力紛争法 |
| 【第11回】 | ⑩E班: 武力紛争法に関する判例
(a) 広島・長崎原爆投下事件
(b) 核兵器使用の合法性事件 |
| 【第12回】 | ⑪F班: 戦後処理 |
| 【第13回】 | ⑫F班: 戦後処理に関する判例
(a) オランダ元捕虜等損害賠償請求事件
(b) 西松建設事件 |
| 【第14回】 | ・任意の報告者による自由報告 |
| 【第15回】 | ・オンライン授業としてのレポート提出 |